

仕事で帰りが遅いご家庭の小学生をお預かりします

秋田婦人ホームと秋田聖徳会若草ハイムでは、仕事で帰宅が遅い家庭の小学生のお子さんを夜までお預かりし、生活指導や夕食の提供をしています。どうぞご利用ください。

お預かりする時間は、平日が午後2時～10時、土曜日が正午～午後10時。日・祝日は利用できません。利用料は保護者の課税状況によって異なります。

秋田婦人ホーム(榎山古川新町41-2) ☎(831)1467
秋田聖徳会若草ハイム(川元小川町1-4) ☎(823)1208
児童家庭課母子福祉担当 ☎(866)2094

母子家庭のお母さんに 児童扶養手当

0歳から18歳までのお子さんや、中程度以上の障害を持つ20歳未満のお子さんをお持ちの母子家庭のお母さん、またはお母さんに代わってお子さんを養育しているかたは、児童扶養手当を受けることができます。全額支給の場合、1人目のお子さんは月額42,130円。2人目以降は加算があります。

- 次のような児童を扶養している場合に受けられます
- ▶ 父母が婚姻(事実上の婚姻関係、内縁を含む)を解消した児童
 - ▶ 父が死亡、または生死の明らかでない児童
 - ▶ 父が重度の障害を持つ児童
 - ▶ 父に1年以上遺棄されている児童
 - ▶ 父が1年以上拘禁されている児童
 - ▶ 婚姻によらないで生まれた児童

ただし、受給者が公的年金(国民年金、厚生年金、恩給など)の給付を受けられる場合は、支給されません。また、受給者や扶養義務者の所得が一定額以上あるときは、手当の一部または全部が支給されません。なお、受給要件に該当した日から5年を経過している場合は、認定の請求ができませんのでご注意ください。

受給資格を失った場合はすぐに届け出を
受給者が公的年金の給付を受けるようになった場合や、母親が婚姻した場合(事実上の婚姻関係、内縁関係を含む)は、資格がなくなりますので、すぐに届け出をしてください。そのまま受給していると、さかのぼって手当を返還していただくこととなります。

手続き・問い合わせ 児童家庭課 ☎(866)2094

バイクや軽自動車の 廃車申告をお忘れなく

平成11年度の軽自動車税は、今年4月1日現在でバイクや軽自動車などを所有しているかたに課税されます。うっかり廃車の申告を忘れると、1年分の税金がかかります。廃車したいバイクや軽自動車などをお持ちのかたは、必ず4月1日(木)まで廃車の申告をしてください。

廃車申告の受付場所
・ 原動機付自転車(125cc以下)、農耕作業用自動車など市役所市民税課13番窓口

・ 四輪の軽自動車、軽一輪(125cc超250cc以下のバイク)県軽自動車協会(秋田陸運支局向かい) ☎(866)26219
・ 二輪の小型自動車(250cc超のバイク)秋田陸運支局(泉字登木74-3) ☎(866)35811
問い合わせ 市民税課 ☎(866)2054

ワークセンターで働く 身体障害者を募集

下北手柳館にある重度身体障害者授産施設「秋田ワークセンター」では、自宅から通って働く重度の身体障害者のかたを募集します。工賃をもらって、印刷、縫製、部品組立などの作業をします。

対象者 18歳以上の身体障害者手帳所持者で通所が可能なかた(秋田駅東口から送迎があります)

申し込み 3月12日(金)まで
社会福祉課 ☎(866)2093
FAX ☎(863)6362

インターネットで公共 施設の予約ができます

3月1日(月)から、インターネットで、市立の文化・体育施設(公民館、テニスコート、体育館など)の利用予約などができます。秋田市のホームページからご利用ください。

秋田公立美術工芸短大 卒業制作展



卒業生の作品約200点を展示します

とき：3月6日(土)～13日(土)
ところ：美術工芸短大講義棟で

問い合わせ 公立美術工芸短大 ☎(888)8100

アドレスは、
<http://www.city.akita.akita.jp>
問い合わせ 公共施設案内・予約システムサービスセンター ☎(863)7707

西部運動広場のご利用を

西部運動広場(西中グラウンドとなり)の4月から7月までの団体利用を受け付けます。

申し込み 3月8日(月)から12日(金)まで西部公民館 ☎(828)4217
御隣りが開館します
冬期休館していた千秋公園の久保田城御隣りと御物頭御番所は、3月15日(月)から開館します。早春の千秋公園とともに、ご来館をお待ちしております。御隣りの開館時間は午前9時～午後4時30分で、観覧料は一般100円、高校生50円、中学生以下無料。

問い合わせ 佐竹史料館 ☎(832)7892

金照寺山南団地を分譲中

市都市建設公社では、牛島字兎谷地の金照寺山南団地の宅地16区画を、先着順で分譲中です。面積は約203㎡～281㎡。価格は千520万円～千65万2千円。
問い合わせ 市都市建設公社 ☎(863)4731

地域振興券取扱店の 説明会を開きます



地域振興券を取り扱う特定事業者のかたを対象に、取り扱い方法などについての説明会を開きます。特定事業者に登録されるかたは、ぜひご参加ください。直接会場へ。

日時：3月12日(金)午後1時30分～
会場：シャインプラザ平安閣秋田

問い合わせ 地域振興券交付室 ☎(866)2363

●障害のあるお子さんを養育しているかたに

特別児童扶養手当 心身に中程度以上の障害がある20歳未満のかたを扶養している父や母、または父母に代わって養育しているかたは、特別児童扶養手当を受けることができます。

手当額 1級(重度障害児) 月額51,250円
2級(中度障害児) 月額34,130円

●重度の障害のあるかたに

特別障害者手当 20歳以上で、身体障害者手帳1～2級程度の障害が重複していて、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅のかたが受けられます。

手当額 月額26,700円

障害児福祉手当 20歳未満で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のA程度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とするかたが受けられます。

手当額 月額14,520円

以上の手当制度は、身体障害者手帳や療育手帳を持っていなくても対象となります。また、本人が施設に入所している場合、または本人や扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合は対象になりません。

手続き・問い合わせ 社会福祉課 ☎(866)2093